

業務隊長	管理科長	営繕班長	工事企画	管財主任	電気係長	作成者

仕様書番号：第 5-1 号
作成年月日：

陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気

件 名	陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気	図面番号	全14項
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			

仕 様 書

1 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 群馬県高崎市新町1080番地
(電話番号:0274-42-1121 内線:422)
- (3) 業種及び用途 官公署(国家事務)

2 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- ウ 供給電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 契約電力 常時電力 485 キロワット

ただし、各月の契約電力(常時電力)は、その月の最大需要電力と、前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(契約電力とは、契約上使用できる電力の最大電力をいう。)

- イ 予定使用電力量 1,502,000 キロワット時

(令和5年度予定使用電力量算出の資料は別紙第1・2のとおり。)

- ウ 至近1年間の使用電力量・最大電力・力率(別紙第3のとおり。)

(3) 供給電気の種類(再エネ比率)

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生エネルギー比率100%とすること。

参照:別紙第4「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要(RE100の細部については、
<https://there100.org/technical-guidance>を確認すること。

(4) 契約期間

- 自 令和5年 4月 1日 午前 0時
- 至 令和6年 3月 31日 午後 12時

(5) 電力量等の検針

- 自 動 検 針 装 置 有
- 電力会社の検針方式 遠隔自動検針(検針日 翌月1日の00:00時)
- 計 量 器 電力需給用複合計器(通信機能付)

(6) 需給地点

需要場所における新町駐屯地の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の施設した架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(9) 提出書類等

ア 契約業者は、毎月末日締めで電気使用量・使用料金を検針し、翌月中に請求書(内訳書・検針情報を含む)を提出すること。

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認出来る資料を別紙第5-1「特定電源割当証明書様式例」を参照し半期ごと(9月・3月)提出すること

3 その他

(1) 力率保持のための自動力率調整装置を設置している。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 環境配慮契約法に基づく据切り要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し、別紙第6「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に示す条件を満たすこと。

また、入札にあたっては競争参加資格確認関係書類として、別紙第6の条件を満たすことを示す書類、その根拠となる書類(別紙第6属紙)及び供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率に関する計画書(別紙第5-2)を添付すること。

(4) 入札価格の算定にあたっては力率割(増)引、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。

(6) 非常用自家発電設備(500KVA 1台)を有している。

(7) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位予備その端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

令和5年度月別予定使用電力量(kwh)

使用月	使用電力量(kwh)		小 計	備 考
	夏 季	その他季		
4月	0	88,900	88,900	5. 4. 1～5. 4.30
5月	0	94,700	94,700	5. 5. 1～5. 5.31
6月	0	141,500	141,500	5. 6. 1～5. 6.30
7月	181,600	0	181,600	5. 7. 1～5. 7.31
8月	160,800	0	160,800	5. 8. 1～5. 8.31
9月	142,600	0	142,600	5. 9. 1～5. 9.30
10月	0	105,500	105,500	5.10. 1～5.10.31
11月	0	103,600	103,600	5.11. 1～5.11.30
12月	0	111,100	111,100	5.12. 1～5.12.31
1月	0	141,200	141,200	6. 1. 1～6. 1.31
2月	0	118,500	118,500	6. 2. 1～6. 2.29
3月	0	112,000	112,000	6. 3. 1～6. 3.31
合 計	485,000	1,017,000	1,502,000	

○ 備 考

注1 夏 季

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間

注2 その他季

令和5年 4月1日から令和5年6月30日までの期間及び
令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間

注3 予定使用電力量は上記各期間に使用予定の電力量を月分毎に記載

過去5年間の請求使用量・契約電力・最大電力・力率

[illegible]

至近1年間の使用電力量・最大電力・力率

使用月	使用電力量(kwh)			最大電力 (kwh)	力率 (%)	備 考
	夏季	その他季	小 計			
4月 4/1-4/11		31,400	31,400	298	100	(R4)
5月 4/11-5/10		82,490	82,490	216	100	(R4)
6月 5/11-6/10		90,070	90,070	223	100	(R4)
7月 6/11-7/10	52,829	84,744	137,573	432	99	(R4)
8月 7/11-8/10	178,298		178,298	485	99	(R4)
9月 8/11-9/10	160,094		160,094	413	99	(R4)
10月 10/11-11/10		102,134	102,134	331	99	(R3)
11月 11/11-12/10		104,059	104,059	298	100	(R3)
12月 12/11-1/10		109,560	109,560	298	100	(R3)
1月 1/11-2/10		139,322	139,322	324	100	(R3)
2月 2/11-3/10		116,935	116,935	324	100	(R3)
3月 3/11-3/31		75,602	75,602	298	100	(R3)
合 計	391,221	936,316	1,327,537	—	—	

○ 備 考

注1 夏 季

7月1日から年9月30日までの期間

注2 その他季

4月1日から6月30日までの期間及び
10月1日から3月31日までの期間。

注3 至近1年実績(令和3年10月分～令和4年9月分)

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

令和〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年〇半期に以下の通り陸上自衛隊新町駐屯地に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転したことと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

特定電源割当計画書様式例

令和〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

●●●●
〇〇 〇〇 様〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年度に以下の通り陸上自衛隊新町駐屯地に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転する計画である。

1 需要施設名等

需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、次の配点表の①から④に示す配点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	配点
① 令和2年度1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO2/kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間満了後、可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和2年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和2年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和2年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量(需要端)(kWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」 （以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。） ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和２年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和２年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和２年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ 令和２年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ ① 令和２年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和２年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーＣＯ２削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーＣＯ２削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ Ｊークレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非ＦＩＴ非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非ＦＩＴ非化石証書に限る。) ⑦ 令和２年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、ＦＩＴ法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和２年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

	3 令和2年度の供給電力量(③)には他電気事業者への販売分は含まない。
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化) ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス(リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入) 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

令和〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊長 南 川 秀 春 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第3-1により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号：第 6-1 号
作成年月日：5. 1. 19

陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気

件 名	陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気	図面番号	全14項
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 群馬県高崎市新町1080番地
(電話番号:0274-42-1121 内線:422)
- (3) 業種及び用途 官公署(国家事務)

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 常時電力 485 キロワット

ただし、各月の契約電力(常時電力)は、その月の最大需要電力と、前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(契約電力とは、契約上使用できる電力の最大電力をいう。)

- イ 予定使用電力量 1,502,000 キロワット時

(令和5年度予定使用電力量算出の資料は別紙第1・2のとおり。)

- ウ 至近1年間の使用電力量・最大電力・力率(別紙第3のとおり。)

(3) 供給電気の種類(再エネ比率)

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が60%以上を満たすこと。また、その環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転することとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(4) 契約期間

- 自 令和5年 4月 1日 午前 0時
- 至 令和6年 3月 31日 午後 12時

(5) 電力量等の検針

- 自 動 検 針 装 置 有
- 電力会社の検針方式 遠隔自動検針(検針日 翌月1日の00:00時)
- 電 力 量 計 構 成 電力需給用複合計器(通信機能付)

(6) 需給地点

需要場所における新町駐屯地の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の施設した架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(9) 提出書類等

ア 契約業者は、毎月末日締めで電気使用量・使用料金を検針し、翌月中に請求書(内訳書・検針情報を含む)を提出すること。

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認出来る資料を別紙第5-1「特定電源割当証明書様式例」を参照し半期ごと(9月・3月)提出すること

3 その他

(1) 力率保持のための自動力率調整装置を設置している。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 環境配慮契約法に基づく据切り要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し、別紙第6「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に示す条件を満たすこと。

また、入札にあたっては競争参加資格確認関係書類として、別紙第6の条件を満たすことを示す書類、その根拠となる書類(別紙第6属紙)及び供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率に関する計画書(別紙第5-2)を添付すること。

(4) 入札価格の算定にあたっては力率割(増)引、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。

(6) 非常用自家発電設備(500KVA 1台)を有している。

(7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位予備その端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

令和5年度月別予定使用電力量(kwh)

使用月	使用電力量(kwh)		小 計	備 考
	夏 季	その他季		
4月	0	88,900	88,900	5. 4. 1～5. 4.30
5月	0	94,700	94,700	5. 5. 1～5. 5.31
6月	0	141,500	141,500	5. 6. 1～5. 6.30
7月	181,600	0	181,600	5. 7. 1～5. 7.31
8月	160,800	0	160,800	5. 8. 1～5. 8.31
9月	142,600	0	142,600	5. 9. 1～5. 9.30
10月	0	105,500	105,500	5.10. 1～5.10.31
11月	0	103,600	103,600	5.11. 1～5.11.30
12月	0	111,100	111,100	5.12. 1～5.12.31
1月	0	141,200	141,200	6. 1. 1～6. 1.31
2月	0	118,500	118,500	6. 2. 1～6. 2.29
3月	0	112,000	112,000	6. 3. 1～6. 3.31
合 計	485,000	1,017,000	1,502,000	

○ 備 考

注1 夏 季

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間

注2 その他季

令和5年 4月1日から令和5年6月30日までの期間及び
令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間

注3 予定使用電力量は上記各期間に使用予定の電力量を月分毎に記載

過去5年間の請求使用量・契約電力・最大電力・力率

[illegible]

至近1年間の使用電力量・最大電力・力率

使用月	使用電力量(kwh)			最大電力 (kwh)	力率 (%)	備 考
	夏季	その他季	小 計			
4月 4/1-4/11		31,400	31,400	298	100	(R4)
5月 4/11-5/10		82,490	82,490	216	100	(R4)
6月 5/11-6/10		90,070	90,070	223	100	(R4)
7月 6/11-7/10	52,829	84,744	137,573	432	99	(R4)
8月 7/11-8/10	178,298		178,298	485	99	(R4)
9月 8/11-9/10	160,094		160,094	413	99	(R4)
10月 10/11-11/10		102,134	102,134	331	99	(R3)
11月 11/11-12/10		104,059	104,059	298	100	(R3)
12月 12/11-1/10		109,560	109,560	298	100	(R3)
1月 1/11-2/10		139,322	139,322	324	100	(R3)
2月 2/11-3/10		116,935	116,935	324	100	(R3)
3月 3/11-3/31		75,602	75,602	298	100	(R3)
合 計	391,221	936,316	1,327,537	—	—	

○ 備 考

注1 夏 季

7月1日から年9月30日までの期間

注2 その他季

4月1日から6月30日までの期間及び
10月1日から3月31日までの期間。

注3 至近1年実績(令和3年10月分～令和4年9月分)

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

令和〇〇年〇月〇日

特 定 電 源 割 当 証 明 書

●●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年〇半期に以下の通り陸上自衛隊新町駐屯地に電力を供給したことをここに証する。

また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転したと、いかなる第三者へも移転されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
 需要施設名 〇〇〇〇
 需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
 契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量 (kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計 (kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計 (kWh)					

総計 (kWh)

特定電源割当計画書様式例

令和〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

●●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇

株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年度に以下の通り陸上自衛隊新町駐屯地に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転する計画である。

1 需要施設名等

需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計(kWh)			

総計(kWh)

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、次の配点表の①から④に示す配点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	配点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	70
	0.375以上 0.400未満	65
	0.400以上 0.425未満	60
	0.425以上 0.450未満	55
	0.450以上 0.475未満	50
	0.475以上 0.500未満	45
	0.500以上 0.525未満	40
	0.525以上 0.550未満	35
	0.550以上 0.575未満	30
	0.575以上 0.600未満	25
	0.600以上 0.690未満	20
	0.690以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間満了後、可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和2年度 1 kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和2年度 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和2年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量(需要端)(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。) ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和２年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和２年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和２年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ 令和２年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ ① 令和２年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和２年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh))(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh)(ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh)(ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh)(ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh)(ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。) ⑦ 令和２年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和２年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

	3 令和2年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

令和〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊長 南 川 秀 春 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ～ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第3-1により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号：第 7－1 号
作成年月日：5. 1. 19

陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気

件 名	陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気	図面番号	全14項
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 群馬県高崎市新町1080番地
(電話番号:0274-42-1121 内線:422)
- (3) 業種及び用途 官公署(国家事務)

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 常時電力 485 キロワット
ただし、各月の契約電力(常時電力)は、その月の最大需要電力と、前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
(契約電力とは、契約上使用できる電力の最大電力をいう。)

- イ 予定使用電力量 1,502,000 キロワット時
(令和5年度予定使用電力量算出の資料は別紙第1・2のとおり。)

- ウ 至近1年間の使用電力量・最大電力・力率(別紙第3のとおり。)

(3) 供給電気の種類(再エネ比率)

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー由来の供給電力量の割合が30%以上を満たすこと。また、その環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転することとし、いかなる第三者へも移転しないこと。

(4) 契約期間

- 自 令和5年 4月 1日 午前 0時
- 至 令和6年 3月 31日 午後 12時

(5) 電力量等の検針

- 自 動 検 針 装 置 有
- 電力会社の検針方式 遠隔自動検針(検針日 翌月1日の00:00時)
- 電 力 量 計 構 成 電力需給用複合計器(通信機能付)

(6) 需給地点

需要場所における新町駐屯地の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の施設した架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点に同じ。

(9) 提出書類等

ア 契約業者は、毎月末日締めで電気使用量・使用料金を検針し、翌月中に請求書(内訳書・検針情報を含む)を提出すること。

イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認出来る資料を別紙第5-1「特定電源割当証明書様式例」を参照し半期ごと(9月・3月)提出すること

3 その他

(1) 力率保持のための自動力率調整装置を設置している。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 環境配慮契約法に基づく裾切り要件

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡に関し、別紙第6「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」に示す条件を満たすこと。

また、入札にあたっては競争参加資格確認関係書類として、別紙第6の条件を満たすことを示す書類、その根拠となる書類(別紙第6属紙)及び供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率に関する計画書(別紙第5-2)を添付すること。

(4) 入札価格の算定にあたっては力率割(増)引、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

(5) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、関東内の一般電気事業者が定める特定規模需要の標準(託送)供給条件による。

(6) 非常用自家発電設備(500KVA 1台)を有している。

(7) 電力供給における料金その他の計算する場合の単位予備その端数処理は次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位四捨五入する。

ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。

令和5年度月別予定使用電力量(kwh)

使用月	使用電力量(kwh)		小 計	備 考
	夏 季	その他季		
4月	0	88,900	88,900	5. 4. 1～5. 4.30
5月	0	94,700	94,700	5. 5. 1～5. 5.31
6月	0	141,500	141,500	5. 6. 1～5. 6.30
7月	181,600	0	181,600	5. 7. 1～5. 7.31
8月	160,800	0	160,800	5. 8. 1～5. 8.31
9月	142,600	0	142,600	5. 9. 1～5. 9.30
10月	0	105,500	105,500	5.10. 1～5.10.31
11月	0	103,600	103,600	5.11. 1～5.11.30
12月	0	111,100	111,100	5.12. 1～5.12.31
1月	0	141,200	141,200	6. 1. 1～6. 1.31
2月	0	118,500	118,500	6. 2. 1～6. 2.29
3月	0	112,000	112,000	6. 3. 1～6. 3.31
合 計	485,000	1,017,000	1,502,000	

○ 備 考

注1 夏 季

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間

注2 その他季

令和5年 4月1日から令和5年6月30日までの期間及び
令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間

注3 予定使用電力量は上記各期間に使用予定の電力量を月分毎に記載

過去5年間の請求使用量・契約電力・最大電力・力率

[illegible]

至近1年間の使用電力量・最大電力・力率

使用月	使用電力量(kwh)			最大電力 (kwh)	力率 (%)	備 考
	夏季	その他季	小 計			
4月 4/1-4/11		31,400	31,400	298	100	(R4)
5月 4/11-5/10		82,490	82,490	216	100	(R4)
6月 5/11-6/10		90,070	90,070	223	100	(R4)
7月 6/11-7/10	52,829	84,744	137,573	432	99	(R4)
8月 7/11-8/10	178,298		178,298	485	99	(R4)
9月 8/11-9/10	160,094		160,094	413	99	(R4)
10月 10/11-11/10		102,134	102,134	331	99	(R3)
11月 11/11-12/10		104,059	104,059	298	100	(R3)
12月 12/11-1/10		109,560	109,560	298	100	(R3)
1月 1/11-2/10		139,322	139,322	324	100	(R3)
2月 2/11-3/10		116,935	116,935	324	100	(R3)
3月 3/11-3/31		75,602	75,602	298	100	(R3)
合 計	391,221	936,316	1,327,537	—	—	

○ 備 考

注1 夏 季

7月1日から年9月30日までの期間

注2 その他季

4月1日から6月30日までの期間及び
10月1日から3月31日までの期間。

注3 至近1年実績(令和3年10月分～令和4年9月分)

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA (※)」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電力（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電 (Self-generated electricity)
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力 (Purchased electricity)
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離した電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA をもとに作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

特定電源割当証明書様式例

令和〇〇年〇月〇日

特定電源割当証明書

●●●●●

〇〇 〇〇 様

〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年〇半期に以下の通り陸上自衛隊新町駐屯地に電力を供給したことをここに証する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転したと、いかなる第三者へも移転
されていないことをここに証する。

1 お客様情報

お客様番号 〇〇〇〇
需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

3 再生可能エネルギー由来電力量の情報（各月の内訳は別紙のとおり）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再生エネルギー由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再生エネルギー比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再生エネルギー

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kWh)
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計(kWh)			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発電期間	認証番号
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日	〇〇
合計(kWh)					

総計(kWh)

特定電源割当計画書様式例

令和〇〇年〇月〇日

特定電源割当計画書

●●●●
〇〇 〇〇 様〇〇県〇〇市〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

令和〇〇年度に以下の通り陸上自衛隊新町駐屯地に電力を供給することを計画する。
また、供給電源情報に記載の割当電力量に係る環境価値について、陸上自衛隊新町駐屯地に移転する計画である。

1 需要施設名等

需要施設名 〇〇〇〇
需要施設住所 〇〇県〇〇市〇〇
契約予定電力 〇〇〇〇kW

2 供給期間

令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累積
再エネ由来電力量 (kWh)【A】													
供給電力量 (kWh)【B】													
再エネ比率 (%)【A/B】													

【別紙】再生可能エネルギー由来電力量の内訳（〇月）

1 再エネ電気

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量（kWh）
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	水力	〇〇
合計（kWh）			

2 証書による環境価値移転量（環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載）

供給元発電所名	住所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
〇〇発電所	〇〇県〇〇市〇〇	太陽光	〇〇
合計（kWh）			

総計（kWh）

※計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ、次の配点表の①から④に示す配点の合計が7.0点以上であること。

要 素	区 分	配点
① 令和2年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO ₂ /kWh）	0.000以上 0.375未満	7.0
	0.375以上 0.400未満	6.5
	0.400以上 0.425未満	6.0
	0.425以上 0.450未満	5.5
	0.450以上 0.475未満	5.0
	0.475以上 0.500未満	4.5
	0.500以上 0.525未満	4.0
	0.525以上 0.550未満	3.5
	0.550以上 0.575未満	3.0
	0.575以上 0.600未満	2.5
	0.600以上 0.690未満	2.0
	0.690以上	0
② 令和2年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	1.0
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和2年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	2.0
	5.00%以上 7.50%未満	1.5
	2.50%以上 5.00%未満	1.0
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

（注）各用語の定義は、属表「各用語の定義」を参照。

※ 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

属紙「適合証明書」

3 契約期間内における努力等

- （1）契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- （2）1（1）の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約相手方は、契約履行期間満了後、可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

各用語の定義

用 語	定 義
① 令和2年度 1kWh 当 たりの二酸化 炭素排出係 数	「令和2年度1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表され ている令和2年度の調整後二酸化炭素排出係数
② 令和2年度 の未利用エ ネルギー活 用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和2年度における未利用エネ ルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)(kWh)を令和2年度の供給電力量(需要端)(KWh) で除した数値 (算定方式) $\text{令和2年度の未利用エネルギーの活用状況(\%)} = \frac{\text{令和2年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和2年度の供給電力量(需要端)}} \times 100$ 1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネ ルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネ ルギーによる発電量を算出する。 ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双 方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量によ り按分する。 ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未 利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の 効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量 を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーに よる発電分とする。 2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電 力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含 まれる未利用エネルギー活用分については含まない。)をいう。 ① 工場等の廃熱又は排圧 ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネ ルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)」 (以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エ ネルギーに該当するものを除く。) ③ 高炉ガス又は副生ガス

②令和２年度の未利用エネルギー活用状況	3 令和２年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 4 令和２年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和２年度の再生エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの (算定方式) $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ 令和２年度の再生可能エネルギーの導入状況(%) = $\frac{\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}+\text{⑤}+\text{⑥}}{\text{⑦}} \times 100$ ① 令和２年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) ② 令和２年度他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量(送電端(kWh)) (ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力は除く。) ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量(kWh) (ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量(kWh) (ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量(kWh) (ただし、令和２年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。) ⑥ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量(kWh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。) ⑦ 令和２年度の供給電力量(需要端(kWh)) 1 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第４項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。) 2 令和２年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

	3 令和2年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。 具体的な評価内容として、 ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化） ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入） 例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

適 合 証 明 書

令和〇年〇月〇日

分任契約担当官

陸上自衛隊相馬原駐屯地

第406会計隊長 南 川 秀 春 殿

住 所 〇〇県〇〇市〇〇

商号又は名称 〇〇株式会社

代表者氏名 〇〇 〇〇 印

下記の内容に相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開 示 方 法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ()	

2 令和2年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和2年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
②	令和2年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和2年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

① ~ ④ の 合 計 点 数	
-----------------	--

注1) 「自社の基準値」及び「点数」には、別紙第3-1により算出した値を記載

注2) 2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注3) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

仕様書番号：第 8-1 号
作成年月日：5. 1. 19

陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気

件 名	陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気	図面番号	全5項
陸上自衛隊新町駐屯地業務隊			

仕 様 書

1. 概 要

- (1) 件 名 陸上自衛隊新町駐屯地で使用する電気
- (2) 需 要 場 所 群馬県高崎市新町1080番地
(電話番号:0274-42-1121 内線:422)
- (3) 業種及び用途 官公署(国家事務)

2. 仕 様

(1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- ウ 計量電圧(標準電圧) 6,000 ボルト
- エ 標準周波数 50ヘルツ
- オ 電気方式 1回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

- ア 予定契約電力 常時電力 485 キロワット

ただし、各月の契約電力(常時電力)は、その月の最大需要電力と、前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(契約電力とは、契約上使用できる電力の最大電力をいう。)

- イ 予定使用電力量 1,502,000 キロワット時

(令和5年度予定使用電力量算出の資料は別紙第1・2のとおり。)

- ウ 至近1年間の使用電力量・最大電力・力率(別紙第3のとおり。)

(4) 契約期間

- 自 令和5年 4月 1日 午前 0時
- 至 令和6年 3月 31日 午後 12時

(5) 電力量等の検針

- 自 動 検 針 装 置 有
- 電力会社の検針方式 遠隔自動検針(検針日 翌月1日の00:00時)
- 電 力 量 計 構 成 電力需給用複合計器(通信機能付)

(6) 需給地点

需要場所における新町駐屯地の施設した第1号柱上の開閉器電源側と東京電力株式会社の施設した架空引込線との接続点

(7) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じ。

(8) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点に同じ。

(9) 提出書類等

契約業者は、毎月末日締めで電気使用量・使用料金を検針し、翌月中に請求書(内訳書・検針情報を含む)を提出すること。

3. そ の 他

(1) 力率保持のための自動力率調整装置を設置している。
使用期間中は100%を保持する予定。

(2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

(3) 非常用自家発電設備(500KVA 1台)を有している。

(4) 各月の電力料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、関東管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件(基本契約要綱)によるものとする。

(5) 入札価格の算定にあたっては力率割(増)引、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

令和5年度月別予定使用電力量(kwh)

使用月	使用電力量(kwh)		小 計	備 考
	夏 季	その他季		
4月	0	88,900	88,900	5. 4. 1～5. 4.30
5月	0	94,700	94,700	5. 5. 1～5. 5.31
6月	0	141,500	141,500	5. 6. 1～5. 6.30
7月	181,600	0	181,600	5. 7. 1～5. 7.31
8月	160,800	0	160,800	5. 8. 1～5. 8.31
9月	142,600	0	142,600	5. 9. 1～5. 9.30
10月	0	105,500	105,500	5.10. 1～5.10.31
11月	0	103,600	103,600	5.11. 1～5.11.30
12月	0	111,100	111,100	5.12. 1～5.12.31
1月	0	141,200	141,200	6. 1. 1～6. 1.31
2月	0	118,500	118,500	6. 2. 1～6. 2.29
3月	0	112,000	112,000	6. 3. 1～6. 3.31
合 計	485,000	1,017,000	1,502,000	

○ 備 考

注1 夏 季

令和5年7月1日から令和5年9月30日までの期間

注2 その他季

令和5年 4月1日から令和5年6月30日までの期間及び
令和5年10月1日から令和6年3月31日までの期間

注3 予定使用電力量は上記各期間に使用予定の電力量を月分毎に記載

過去5年間の請求使用量・契約電力・最大電力・力率

[illegible]

至近1年間の使用電力量・最大電力・力率

使用月	使用電力量(kwh)			最大電力 (kwh)	力率 (%)	備 考
	夏季	その他季	小 計			
4月 4/1-4/11		31,400	31,400	298	100	(R4)
5月 4/11-5/10		82,490	82,490	216	100	(R4)
6月 5/11-6/10		90,070	90,070	223	100	(R4)
7月 6/11-7/10	52,829	84,744	137,573	432	99	(R4)
8月 7/11-8/10	178,298		178,298	485	99	(R4)
9月 8/11-9/10	160,094		160,094	413	99	(R4)
10月 10/11-11/10		102,134	102,134	331	99	(R3)
11月 11/11-12/10		104,059	104,059	298	100	(R3)
12月 12/11-1/10		109,560	109,560	298	100	(R3)
1月 1/11-2/10		139,322	139,322	324	100	(R3)
2月 2/11-3/10		116,935	116,935	324	100	(R3)
3月 3/11-3/31		75,602	75,602	298	100	(R3)
合 計	391,221	936,316	1,327,537	—	—	

○ 備 考

注1 夏 季

7月1日から年9月30日までの期間

注2 その他季

4月1日から6月30日までの期間及び
10月1日から3月31日までの期間。

注3 至近1年実績(令和3年10月分～令和4年9月分)